

○鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則

平成17年12月27日
鳥取県規則第121号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則をここに公布する。

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例(平成17年鳥取県条例第68号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(廃棄物処理施設等の承継等)

第3条 条例第2条第9号に規定する規則で定める承継、更新及び変更(以下この条において「承継等」という。)は、次の各号のいずれにも該当しない承継等とする。

- (1) 一般廃棄物又は産業廃棄物の処分を行う廃棄物処理施設等における廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第8条第1項、第14条第6項、第14条の4第6項若しくは第15条第1項の許可に係る申請書に記載した処理能力、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第12条第1項、第13条第1項若しくは第14条第1項に基づく届出書に記載した焼却能力又は無害化処理実証試験施設に係る条例第5条第1項の事業計画書に記載した処理能力(以下単に「処理能力」といい、当該処理能力の変更について条例第23条第2項に規定する手続終了通知を受けているときは、当該通知に係る変更後のものを用いる。以下同じ。)の変更を伴う承継等であって、その変更前の処理能力の10パーセント以上の増大を伴うもの
- (2) 産業廃棄物処理業者が業として行う産業廃棄物の積替え又は保管のための施設(以下「積替え保管施設」という。)における法第14条第1項又は法第14条の4第1項の許可に係る申請書に記載した積替えのための保管上限(複数の産業廃棄物を取り扱う積替え保管施設にあっては、それぞれの産業廃棄物に係る保管上限の合計とし、当該保管上限の変更について条例第23条第2項に規定する手続終了通知を受けているときは、当該通知に係る変更後のものとする。)の変更を伴う承継等であって、その変更前の保管上限の10パーセント以上の増大を伴うもの
- (3) 排ガスの性状、排水の水質等周辺区域の生活環境の保全のために達成することとした数値(以下「環境保全目標値」という。)の変更を伴う承継等(当該変更によって生活環境に対する影響が増大するものに限る。)
- (4) 廃棄物処理施設等の設置者が関係住民又は関係市町村長との間で締結した生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定の内容の変更を伴う承継等(当該協定の変更について合意し、変更協定の締結を得たものを除く。)
- (5) 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設(同項の許可に係るものに限る。)、一般廃棄物処理施設、特定小型焼却施設(当該施設の新設又は変更について条例第23条第2項に規定する手続終了通知を受けていないものに限る。)又は無害化処理実証試験施設の更新
(平19規則97・平21規則85・平23規則37・一部改正)

(周辺区域)

第4条 条例第2条第12号に規定する規則で定める区域は、次のとおりとする。

- (1) 積替え保管施設の設置(施設の構造又は規模の変更を含む。以下同じ。)にあっては、当該積替え保管施設の敷地境界から50メートル以内の区域
- (2) 一般廃棄物又は産業廃棄物の中間処理を行うための施設(以下「中間処理施設」という。)の設置にあっては、当該中間処理施設の敷地境界から200メートル以内の区域
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場及び同令第7条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場(以下「最終処分場」という。)の設置にあっては、当該最終処分場の敷地境界から500メートル以内の区域
- (4) 前3号に規定する区域のほか、次に掲げる区域
ア 条例第5条第3項に規定する生活環境影響調査結果書において生活環境の保全上一定の影響があるとされた区域
イ 廃棄物処理施設等からの排水(雨水及び水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第9項に規定する生活排水を除く。以下同じ。)が流入する水域(当該廃棄物処理施設等からの排水が排出される公共用水域(水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。))及び当該公共用水域と接続する公共用水域に限る。)における水量が当該廃棄物処理施設等からの排水の量のおおむね100倍となる地点までの区域
(平19規則97・平21規則85・平23規則37・一部改正)

(関係住民)

第5条 条例第2条第13号に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 周辺区域内に存する町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下「自治会等」という。)
- (2) 周辺区域内において農業、林業又は漁業を営む者
- (3) 周辺区域内の水域(廃棄物処理施設等からの排水が流入する公共用水域及び当該公共用水域と接続する公共用水域に限る。)における水利権者
(平21規則85・平23規則37・一部改正)

(事業計画書)

第6条 条例第5条第1項に規定する事業計画書(以下「事業計画書」という。)の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 条例第5条第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業の実施に当たって関係する法令等の許可等の種類及び手続の実施状況
- (2) 廃棄物処理施設等の作業の時間帯及び作業を行わない日
- (3) 条例第27条の規定により行う措置の有無及びその内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 条例第5条第1項の規定により提出する事業計画書に添付する書類及び図面は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物処理施設等の構造を明らかにする図面及び設計計算書並びに配置図

- (2) 最終処分場にあつては、周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- (3) 中間処理施設にあつては、同施設において処理を行った後における一般廃棄物又は産業廃棄物の処分方法を記載した書類
- (4) 廃棄物処理施設等の設置予定場所の土地(以下「計画地」という。)の付近の見取図
- (5) 排水の経路図
- (6) 最終処分場以外の廃棄物処理施設等にあつては、処理工程図
- (7) 周辺区域の生活環境の保全のための措置(環境保全目標値を含む。)を記載した書類
- (8) 計画地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本
- (9) 廃棄物処理施設等の処理能力を明らかにする設計計算書(積替え保管施設にあつては、保管できる量の上限についての計算書)
- (10) 廃棄物処理施設等の適正な維持管理を行うための管理体制を示す書類並びに保守点検箇所及び点検頻度を示す書類
- (11) 無害化処理実証試験施設にあつては、[法第9条の10第1項](#)又は[第15条の4の4第1項](#)の規定による環境大臣の認定を受けようとする施設に係る[条例第5条第1項第1号](#)から[第6号](#)までに掲げる事項を記載した書類
- (12) [前各号](#)に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面
(平19規則97・平21規則85・平23規則37・一部改正)

(周知計画書)

第7条 [条例第6条第1項](#)に規定する周知計画書(以下「周知計画書」という。)の様式は、[様式第2号](#)のとおりとする。

2 [条例第6条第1項](#)に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 周知の対象とする地域
- (2) 事業計画を作成した旨を広告する地域並びに広告の方法及び期間
- (3) 事業計画書の写しの縦覧の場所並びに期間及び時間
- (4) 説明会の開催予定日時及び場所
- (5) 説明会の対象者
- (6) 説明会開催の周知方法
- (7) 説明会で配布する書類及び図面の種類
- (8) 説明会以外の周知の方法
- (9) [前各号](#)に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 [条例第6条第1項](#)の規定により提出する周知計画書に添付する書類及び図面は、次のとおりとする。

- (1) 周辺区域、周知の対象とする地域及び説明会の対象地域を明らかにする図面
- (2) [前号](#)に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面
(平19規則97・一部改正)

(広告の方法等)

第8条 [条例第9条](#)の規定による広告は、次に掲げる事項を記載した書面の周辺区域内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎、設置予定場所を所管する総合事務所の庁舎(所管する総合事務所がない場合にあつては、県庁本庁舎。以下同じ。)又は設置予定場所への掲示、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他関係住民への周知が図られる方法により行うものとする。

(1) 廃棄物処理施設等の設置を行おうとする者(以下「事業者」という。)の住所及び氏名(法人にあつては、所在地及び名称並びに代表者の氏名)

- (2) 事業計画書の写しの縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間
- (3) 説明会の日時及び場所
- (4) 意見書の提出期間
- (5) [前各号](#)に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 [前項](#)に規定する掲示は、[条例第11条](#)に規定する意見書(以下「意見書」という。)を提出することができる期間中、継続して行うものとする。

(平18規則17・平19規則97・平21規則85・平25規則39・平30規則19・一部改正)

(縦覧の方法)

第9条 [条例第9条](#)に規定する縦覧(以下「縦覧」という。)は、周辺区域内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎、設置予定場所を所管する総合事務所の庁舎その他関係住民が参集しやすい場所で行うものとする。

2 縦覧場所には、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 意見書を提出することができること。
- (2) [条例第12条](#)に規定する見解書(以下「見解書」という。)が周知されること。
(平18規則17・平19規則97・平25規則39・平30規則19・一部改正)

(説明会の開催方法等)

第10条 [条例第10条第1項](#)に規定する説明会(以下「説明会」という。)の開催に当たっては、説明会に参加する者の参集の便を考慮して日時及び場所を定めるものとする。

2 事業者は、説明会に参加した者に対して、事業計画の概要を記載した書類及び図面を配布し、事業計画の内容を具体的かつ平易に説明するよう努めるとともに、次に掲げる事項を説明するものとする。

- (1) 関係住民は、[条例第11条](#)の規定により意見書を提出できること。
- (2) 事業者は、[条例第12条](#)の規定により見解の周知を図らなければならないこと。
(平19規則97・一部改正)

(意見書)

第11条 意見書の様式は、[様式第3号](#)のとおりとする。

(平19規則97・平23規則37・一部改正)

(見解書)

第12条 見解書の様式は、[様式第4号](#)のとおりとする。

2 見解書には、見解を補足するために必要な資料を添付するものとする。

3 [条例第12条第3項](#)に規定する見解の周知の方法は、意見書を提出した者への通知、[第9条第1項](#)に規定する縦覧を行う場所での見解書の縦覧その他関係住民への周知が図られる方法により行うものとする。

4 [前項](#)に規定する見解書の縦覧は、当該縦覧を開始した日から起算して7日を経過する日までの間、行うものとする。

(平19規則97・一部改正)

(実施状況報告書)

第13条 [条例第14条](#)に規定する実施状況報告書の様式は、[様式第5号](#)のとおりとする。

2 [前項](#)の実施状況報告書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- (1) 説明会で配布した書類及び図面
- (2) 生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結した場合にあっては、当該協定書の写し
- (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面
(平19規則97・一部改正)

(判断結果の周知方法)

第14条 [条例第16条第1項](#)の規定による関係住民への周知は、周辺区域内に存する自治会等の代表者及び意見書を提出した者への通知並びに周辺区域内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎又は設置予定場所を所管する総合事務所の庁舎への掲示その他の方法により行うものとする。

2 [前項](#)に規定する掲示は、当該掲示を開始した日から起算して7日を経過する日までの間、行うものとする。
(平18規則17・平19規則97・平23規則37・平25規則39・平30規則19・一部改正)

(実施状況報告書の再提出)

第15条 [条例第16条第3項](#)に規定する実施状況報告書の様式は、[様式第6号](#)のとおりとする。

2 [前項](#)の実施状況報告書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- (1) 関係住民に配布した書類及び図面
- (2) 生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結した場合にあっては、当該協定書の写し
- (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面
(平19規則97・一部改正)

(意見の調整の申出書)

第16条 [条例第17条第1項](#)の規定による申出は、意見調整申出書([様式第7号](#))を提出して行うものとする。

(平19規則97・一部改正)

(意見調整結果の周知方法)

第17条 [条例第18条第1項](#)の規定による関係住民への周知は、周辺区域内に存する自治会等の代表者及び意見書を提出した者への通知並びに周辺区域内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎又は設置予定場所を所管する総合事務所の庁舎への掲示その他の方法により行うものとする。

2 [前項](#)に規定する掲示は、当該掲示を開始した日から起算して7日を経過する日までの間、行うものとする。
(平18規則17・平19規則97・平23規則37・平25規則39・平30規則19・一部改正)

(事業計画又は周知計画の変更の届出)

第18条 [条例第21条第1項](#)の規定による届出は、事業計画の変更にあつては事業計画変更届出書([様式第8号](#))、周知計画の変更にあつては周知計画変更届出書([様式第9号](#))を提出して行うものとする。

(平19規則97・一部改正)

(周知等の手続を要しない変更)

第19条 [条例第21条第3項](#)に規定する規則で定める変更は、次のとおりとする。

- (1) [条例第10条](#)の規定による事業計画の周知又は[条例第17条](#)の規定による意見の調整における関係住民の意見等に基づいて行われる事業計画の変更
- (2) [条例第8条第2項](#)の規定による通知に基づいて行われる事業計画の変更
- (3) 説明会に配布する書類又は図面の変更
- (4) 周知が更に図られると認められる変更
- (5) 主要な設備の変更を伴わず、かつ、生活環境に対する影響を減少させることを目的とする事業計画の変更
- (6) [前各号](#)に掲げるもののほか、知事が適当と認める変更
(平19規則97・一部改正)

(廃止の届出等)

第20条 [条例第22条第1項](#)の規定による届出は、事業計画廃止届出書([様式第10号](#))を提出して行うものとする。

2 [条例第22条第2項](#)の規定による広告は、次に掲げる事項を記載した書面の周辺区域内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎、設置予定場所を所管する総合事務所の庁舎又は設置予定場所への掲示、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他関係住民への周知が図られる方法により行うものとする。

- (1) 事業者の住所及び氏名(法人にあっては、所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- (2) 廃止した事業計画の概要

3 [前項](#)に規定する掲示は、当該掲示を開始した日から起算して7日を経過する日までの間、行うものとする。
(平18規則17・平19規則97・平25規則39・平30規則19・一部改正)

(処理状況の報告方法等)

第21条 [条例第25条第1項](#)に規定による報告及び[回条第2項](#)の規定による閲覧は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 設置者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)並びに電話番号
- (2) 設置場所
- (3) 取り扱う一般廃棄物又は産業廃棄物の種類
- (4) 処理能力に係る次の事項
 - ア 中間処理施設にあっては、1日及び1月当たりの処理能力
 - イ 最終処分場にあつては、埋立地の面積及び埋立容量
 - ウ 積替え保管施設にあっては、産業廃棄物の種類ごとの保管場所の面積及び保管上限
- (5) 廃棄物の種類ごとの処理実績に係る次の事項
 - ア 各月の受入量
 - イ 中間処理施設又は最終処分場にあつては、処分方法ごとの各月の処分量
 - ウ 中間処理施設にあっては、処分後の廃棄物の持出先及び各持出先における処分方法ごとの処分量
 - エ 積替え保管施設にあっては、運搬方法ごとの各月の運搬量
 - オ 積替え保管施設にあっては、各月の月末時点の保管量
- (6) 破損その他の事故等により施設の操業を停止した場合にあっては、当該事故等の概要

2 [条例第25条第1項](#)の規定による報告は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の処理状況について書面(以下「処理状況報告書」という。)により行うものとする。

3 [条例第25条第2項](#)に規定する書類は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の処理状況について作成するものとする。

- 4 [前項](#)の書類は、毎年7月1日から3年間、閲覧に供するものとする。
- 5 [条例第25条第3項](#)の規定による公表は、処理状況報告書を1年間公衆の縦覧に供する方法その他の知事が適当と認める方法により行うものとする。
(平19規則97・平21規則85・一部改正)
(事故時の届出)
- 第22条 [条例第26条](#)の規定による届出は、廃棄物処理施設等事故届出書([様式第11号](#))により行うものとする。
(平23規則37・一部改正)
(勧告に従わない旨の公表)
- 第23条 [条例第38条第3項](#)の規定による公表は、鳥取県公報に登載して行うものとする。
(平19規則97・一部改正)
(周知等の手続に係る適用除外施設)
- 第24条 [条例第40条](#)に規定する規則で定める移動式の廃棄物処理施設等は、移動することができるように設計された廃棄物処理施設等のうち次に掲げるものを除く施設とする。
(1) 特定の不動産に固定して使用するもの
(2) 特定の不動産に固定せず使用するものであって、次のいずれかに該当するもの
ア 建設工事の現場その他の一時的に廃棄物を排出する作業を行う場所に60日以上継続して設置されるもの
イ 特定の場所([ア](#))に規定する場所を除く。)において1年のうち合計60日以上設置されるもの
(平19規則97・平21規則85・一部改正)
(書類等の提出部数及び提出機関)
- 第25条 [条例](#)及びこの規則の規定により知事に提出する書類及び図面は、正本1通及び副本2通([第21条第2項](#))に規定する処理状況報告書にあっては、正本及び副本各1通)を作成し、廃棄物処理施設等の設置場所を所管する総合事務所長がある場合にあっては、当該総合事務所長に提出しなければならない。
- 2 [前項](#)の規定にかかわらず、知事は、必要があると認める場合には、その副本の部数を追加することができる。
(平18規則17・平19規則97・平21規則85・平25規則39・平30規則19・一部改正)
(権限の委任)
- 第26条 [この規則](#)に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。
- 附 則
[この規則](#)は、平成18年1月1日から施行する。
(平19規則97・旧第1項・一部改正)
- 附 則(平成18年規則第17号)抄
(施行期日)
- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
附 則(平成19年規則第97号)
(施行期日)
- 1 この規則は、平成20年1月1日から施行する。ただし、第1条中附則の改正は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行前に、一般廃棄物又は産業廃棄物の処分を行う廃棄物処理施設における廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第8条第1項、法第14条第6項、法第14条の4第6項若しくは法第15条第1項の許可に係る申請書に記載した処理能力又は産業廃棄物処理業者が業として行う産業廃棄物の積替え若しくは保管のための施設(以下「積替え保管施設」という。)における法第14条第1項若しくは法第14条の4第1項の許可に係る申請書に記載した積替えのための保管上限(複数の産業廃棄物を取り扱う積替え保管施設にあっては、それぞれの産業廃棄物の保管上限の合計)に係る知事への事前協議を完了している廃棄物処理施設についての改正後の鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則第3条第1号又は第2号の規定の適用については、これらの規定中「手続終了通知」とあるのは、同条第1号にあっては「手続終了通知(当該処理能力の変更に係る知事への事前協議の完了通知を含む。)」と、同条第2号にあっては「手続終了通知(当該保管上限の変更に係る知事への事前協議の完了通知を含む。)」とする。
附 則(平成21年規則第85号)
(施行期日)
- 1 この規則は、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部を改正する条例(平成21年鳥取県条例第59号)の施行の日から施行する。
(施行の日=平成22年1月1日)
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則の規定に基づいて作成した様式でこの規則の施行の際現に残存するものについては、改正後の鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上でこれを使用することができる。
附 則(平成23年規則第37号)
(施行期日)
- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第4条第4号イの改正規定は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成22年法律第31号)の施行の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則の規定に基づいて作成した様式でこの規則の施行の際現に残存するものについては、改正後の鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上でこれを使用することができる。
附 則(平成25年規則第39号)抄
(施行期日)
- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
附 則(平成30年規則第19号)抄
(施行期日)


1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
[様式第1号\(第6条関係\)](#)
(平19規則97・平21規則85・一部改正)

様式第1号(第6条関係)

事業計画書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号
住 所
提出者 氏 名 
(法人にあっては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第5条第1項の規定により、次のとおり事業計画を提出します。

廃棄物処理施設等の設置の目的又は設置を必要とする理由	
廃棄物処理施設等の種類及び当該施設において処理する廃棄物の種類	
廃棄物処理施設等の設置場所	
廃棄物処理施設等の処理能力	
廃棄物処理施設等の処理方式、構造及び設備の概要	
事業の実施に当たって関係する法令等の許可等の種類及び手続の実施状況	
廃棄物処理施設等の作業の時間帯及び作業を行わない日	
鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第27条の規定により行う措置の有無及びその内容	

注 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 廃棄物処理施設等の構造を明らかにする図面及び設計計算書並びに配置図
- 2 最終処分場にあつては、周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- 3 中間処理施設にあつては、同施設において処理を行った後における一般廃棄物又は産業廃棄物の処分方法を記載した書類
- 4 廃棄物処理施設等の設置予定場所の土地の付近の見取図
- 5 排水の経路図
- 6 最終処分場以外の廃棄物処理施設等にあつては、処理工程図
- 7 周辺区域の生活環境の保全のための措置(環境保全目標値を含む。)を記載した書類
- 8 計画地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本
- 9 廃棄物処理施設等の処理能力を明らかにする設計計算書(積替え保管施設にあつては、保管できる量の上限についての計算書)
- 10 廃棄物処理施設等の適正な維持管理を行うための管理体制を示す書類並びに保守点検箇所及び点検頻度を示す書類
- 11 その他知事が必要と認める書類及び図面

[様式第2号\(第7条関係\)](#)
(平19規則97・平21規則85・一部改正)

様式第2号(第7条関係)

周知計画書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号
住 所
提出者 氏 名 印
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例
第6条第1項の規定により、次のとおり周知計画を提出します。

廃棄物処理施設等の種類		
周知の対象とする地域		
広告及び 縦覧に関 する事項	広告する地域	
	広告の方法及び期間	
	縦覧の場所	
	縦覧の期間及び時間	
説明会に 関する事 項	開催予定日時	
	開催予定場所	
	対象者	
	開催の周知方法	
	配布する書類及び図面の種類	
説明会以外の周知の方法		

注 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

[様式第3号\(第11条関係\)](#)

(平19規則97・平21規則85・一部改正)

様式第3号(第11条関係)

意見書

年 月 日

様

郵便番号
住 所
提出者 氏 名 ㊟
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例
第11条の規定により、次のとおり意見を述べます。

対象とする事業 の概要	事業者の氏名(法人にあつて は、名称及び代表者の氏名)	
	廃棄物処理施設等の種類	
	廃棄物処理施設等の設置場所	
意見書提出者の 区分	1 周辺区域内に居住する者 2 周辺区域内に事務所又は事業所を有する者 3 周辺区域内に存する自治会等 4 周辺区域内において農業、林業又は漁業を営む者 5 周辺区域内の水域における水利権者	
地域における生 活環境保全上の 見地からの意見		

注 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

[様式第4号\(第12条関係\)](#)


(平19規則97・一部改正)

様式第4号(第12条関係)

見解書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号
住 所
提出者 氏 名 
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例
第12条第1項の規定により、次のとおり見解を述べます。

意見を述べた者の 氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	
意見の内容	
意見に対する見解	

注 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

[様式第5号\(第13条関係\)](#)

(平19規則97・平21規則85・一部改正)

様式第5号(第13条関係)

実施状況報告書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号
住 所
報告者 氏 名 ①
(法人にあっては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第14条の規定により、次のとおり実施状況を報告します。

廃棄物処理施設等の種類		
廃棄物処理施設等の設置場所		
周知の対象とした地域		
広告及び縦覧に関する事項	広告した地域	
	広告の方法及び期間	
	縦覧の場所	
	縦覧の期間及び時間	
説明会に関する事項	開催日時	
	開催場所	
	対象者	
	参加した者の人数	
	経過及び概要	
意見書に対する見解の周知結果の概要		
住民の理解に関する見解		
説明会を開催できなかった場合にあつては、その理由及び対応の内容		
説明会以外の方法により周知を行った場合にあつては、その実施状況		

注 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 説明会で配布した書類及び図面
- 2 生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結した場合にあつては、当該協定書の写し
- 3 その他知事が必要と認める書類及び図面

[様式第6号\(第15条関係\)](#)


(平19規則97・平21規則85・一部改正)

様式第6号(第15条関係)

実施状況報告書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号
住 所
報告者 氏 名 
(法人にあっては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第16条第3項の規定により、次のとおり実施状況を報告します。

廃棄物処理施設等の種類		
廃棄物処理施設等の設置場所		
住民の理解を得るために行った対応及び当初の対応との変更点		
広告及び縦覧に関する事項	広告した地域	
	広告の方法及び期間	
	縦覧の場所	
	縦覧の期間及び時間	
説明会に関する事項	開催日時	
	開催場所	
	対象者	
	参加した者の人数	
	経過及び概要	
住民の理解に関する見解		
説明会を開催できなかった場合にあっては、その理由及び対応の内容		
説明会以外の方法により周知を行った場合にあっては、その実施状況		

注 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 関係住民に配布した書類及び図面
- 2 生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結した場合にあっては、当該協定書の写し
- 3 その他知事が必要と認める書類及び図面

[様式第7号\(第16条関係\)](#)


(平19規則97・平21規則85・一部改正)

様式第7号(第16条関係)

意見調整申出書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号
住 所
提出者 氏 名 
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第17条第1項の規定により、次のとおり意見の調整を申し出ます。

廃棄物処理施設等の種類	
廃棄物処理施設等の設置場所	
意見の調整を行う相手方の住所及び氏名(法人にあつては、所在地及び名称並びに代表者の氏名)	
意見の調整を求める理由及び内容	
経過の概要	

注 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

[様式第8号\(第18条関係\)](#)

(平19規則97・一部改正)

様式第8号(第18条関係)

事業計画変更届出書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号
住 所
届出者 氏 名 ㊟
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付けで提出した事業計画の内容について変更したいので、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第21条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項		
	変更前	変更後
変更の内容		
変更の理由		

注 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

[様式第9号\(第18条関係\)](#)

(平19規則97・一部改正)

様式第9号(第18条関係)

周知計画変更届出書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

届出者 氏 名 

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付けで提出した周知計画の内容について変更したいので、鳥取
県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第21条
第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項		
	変更前	変更後
変更の内容		
変更の理由		

注 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

[様式第10号\(第20条関係\)](#)


(平19規則97・平21規則85・一部改正)

様式第10号(第20条関係)

事業計画廃止届出書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号
住 所
届出者 氏 名 
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付けで提出した事業計画を廃止したいので、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第22条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃棄物処理施設等の種類	
廃棄物処理施設等の設置場所	
廃止の年月日	
廃止の理由	

注 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

[様式第11号\(第22条関係\)](#)

(平23規則37・一部改正)

様式第11号(第22条関係)

廃棄物処理施設等事故届出書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

届出者 氏 名 ㊟

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

廃棄物処理施設等において事故が発生したので、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第26条の規定により、次のとおり届け出ます。

事故が発生した 廃棄物処理施設 等	施設の種類	
	施設の場所	
事故の発生日時	年 月 日 時 分頃	
事故の発生場所		
事故の発生原因及び内容		
事故の発生後に講じた措置の概要		

注 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。